

1. 開催趣旨

「四国圏広域地方計画」は全国計画で示された基本方針を踏まえて、多様な主体の参画の下、取りまとめられる四国圏の将来ビジョン。

また、「四国ブロックの社会資本の重点整備方針」は、「四国圏広域地方計画」で示された地域戦略を実現するための手段として、社会資本の整備について具体的方針を定めるもの。

よって、両計画は緊密な連携の下で策定される必要があり合同会議で開催。

2. 協議会・会議の構成員等

- ・「四国圏広域地方計画協議会」は(参考資料1 - 1)を参照
- ・「四国地方の社会資本整備戦略会議」は(参考資料1 - 2)を参照

3. 議事進行

四国圏広域地方計画協議会会長